

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化

(1) 経営基盤の強化

- 日本船舶及び船員の確保等を計画的に行い安定的な海上輸送の確保を図るため、平成 20 年 6 月に成立した「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」に基づき日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者に対する支援を継続しています。また、内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施しました。(国交省)
- 優れた環境性能と高い経済性を有する船舶の普及促進を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用した支援を引き続き実施しました。(国交省)
- 海洋環境保全に一層注力する観点から、国際海運からの CO₂ 排出量を大幅削減することを目指した世界最先端の海洋環境技術開発を推進するとともに、更なる CO₂ 排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、燃費規制の段階的強化や燃料消費実績報告制度(実運航での燃費の「見える化」)等の国際的枠組み作りにも主導的に取り組んでいます。(国交省)
- 環境負荷の少ない天然ガス燃料船の普及促進等の観点から、平成 27 年 6 月、国際海事機関(IMO)における国際ガス燃料船安全コードの策定に貢献しました。国内でも、平成 29 年 1 月に、同コードの義務化のための国内法令の整備を実施しました。また、液化天然ガス(LNG)燃料の船舶への供給方法に関して、既存の 3 方式とは異なる新たな方式についての安全ガイドラインを策定しました。(国交省)
- 「未利用エネルギー由来水素サプライチェーン構築実証事業」(経済産業省・国土交通省連携事業)において、豪州の未利用エネルギーである褐炭を用いて水素を製造し、貯蔵・輸送、利用までが一体となった液化水素サプライチェーンの構築にむけた取組を行い、国際海事機関(IMO)において、液化水素タンカーの安全基準の国際基準化を主導し、暫定勧告として採択されました(平成 28 年 11 月採択)。さらに、地上設備と液化水素タンカーとの間を効率的かつ安全に積荷・揚荷するためのローディングシステムの開発及びルール整備の検討を行いました。(国交省)
- 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理及び漁場改善に取り組む漁業・養殖業者を対象に、漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策とコスト対策を組み合わせて、総合的な経営基盤の強化を推進しました。(農水省)
- 収益性の高い操業・生産体制への転換を促進するため、省エネ・省力型の高性能漁船の導入や新たな付加価値向上等に関する実証への取組を支援する漁業構造改革総合対策事業を実施しました。(農水省)
- 燃油価格・配合飼料価格の急激な上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和するため、漁業者・養殖業者と国とが拋出を行い、原油価格・配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、拋出を行った漁業者・養殖業者に補てん金を交付する漁業経営セーフティネット構築事業に継続して支援しました。(農水省)

- 産地から消費地までの流通過程の目詰まりを解消するため、販売ニーズや産地情報の共有化を行う取組や、漁業者等が地域の水産物を利用した新商品の加工を行う際に必要となる施設・機械の整備への支援を実施しました。(農水省)
- 海面養殖業の振興を図るため、低魚粉飼料技術の開発等への支援を継続して実施するとともに、クロマグロの増養殖技術の開発を推進しました。(農水省)
- 漁業への新規就業者を確保・育成するため、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の給付や、漁業への就業希望者に対する求人・求職等の情報の提供、就業支援フェアの開催、現場での長期研修等の実施を支援しました。(農水省)
- 東日本大震災による水産関係の被害は前例のない規模であり、被災地の水産業の早期復興は、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給にとっても重要な課題です。このため、「水産基本計画」に示された考え方のもとに関係地域における、瓦礫処理、漁港・漁場復旧、漁船確保、養殖業の再開、流通・加工施設整備、水産加工業者の販路回復等のための必要な支援を実施しました。(農水省)
- 漁船漁業等の経営の安定化を図るため、省エネルギー・省コスト化に資する革新的な技術について、漁業者が行う実証試験に対する支援を実施しました。(農水省)



養殖施設のクロマグロ 提供：農林水産省



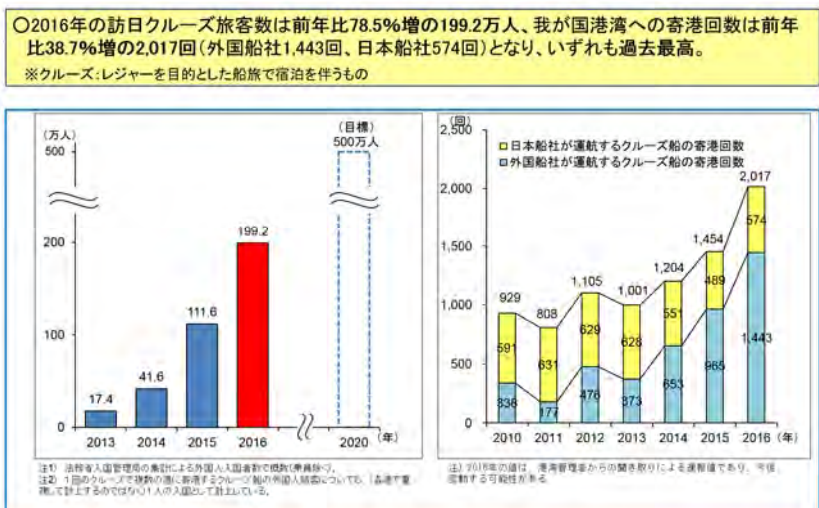
大型陸上水槽内のクロマグロ 提供：農林水産省

(2) 新たな海洋産業の創出

- 海洋基本計画を受けて、海洋政策本部参与会議は、「新海洋産業振興・創出プロジェクトチーム(PT)」を設置しました。同PTでは、現行計画における新海洋産業振興関連分野に関する重要テーマとして、メタンハイドレード及び海底熱水鉱床の商業化に向けた道筋、海洋産業の育成と支援の在り方、海洋再生エネルギー導入促進策の在り方、二酸化炭素回収・貯留(CCS)の実用化に向けた現状と課題、展望について検討を行い、報告を参与会議に行いました。これを受け、参与会議は、他PTからの報告も含めた意見書を取りまとめ、平成29年3月に、総合海洋政策本部に同意見書を提出しました。(内閣官房)

- 賑わいや交流を創出するみなとの施設を「みなとオアシス」に登録し、住民参加による地域活性化の取組を促進しました。平成 29 年 3 月末現在、93 箇所を登録しています。近年、急増する訪日クルーズ旅客の受入れや災害支援等の新たなニーズへの対応、運営体制の強化や施設の認知度の向上を図り、より一層地域の発展に資するため、平成 29 年 2 月に「みなとオアシス運営要綱」を策定しました。(国交省)

クルーズ船の寄港に関する状況



- マリンレジャーの振興や地域の活性化のため、誰でも、気軽に、安心して楽しめる施設である「海の駅」の設置を推進しています。また、「海の駅」を拠点とし、地方自治体や地元事業者など様々な関係者が連携して集客事業を実施し、「海の駅」の認知度向上を図っています。(国交省)
- 海洋開発に携わる企業及び同分野へ参入しようとする企業に対する情報提供のため、浮体式生産設備、掘削リグ等について、現在の世界市場において活躍する企業群とその市場占有率及び市場規模を調査し、海洋石油ガス開発技術マップを作成しました。その後、海洋石油ガス開発技術マップを踏まえ、我が国企業が輸出実績を有し、今後有望な分野である浮体式生産貯油出荷設備(FPSO)及びその上載プラント等に関し、平成 27 年度に海外のエンジニアリング会社や石油会社に対して、日本の技術に対する関心や期待、今後目指したい技術開発の方向性等の調査を実施しました。これらの調査結果を踏まえ、関係企業が参入を検討する際の一助となるように、平成 28 年 4 月 25 日に経済産業省と国土交通省共催の下、海外のエンジニアリング会社等の日本の技術に対する関心等に関する情報提供を行うセミナーを開催しました。引き続き、関係企業の参入に向けた検討の助けとなるように、技術動向等の調査を行っています。(経産省、国交省)
- 平成 28 年度より、船舶の開発・建造から運航に至るすべてのフェーズに ICT を取り入れ、造船・海運の競争力強化を図る取組「i-Shipping」と、海洋開発分野の船舶等の設計、建造から操業に至るまで幅広い分野で海事産業の技術力向上等を図る取組「j-Ocean」の2つのプロジェクトからなる「海事生産性革命」を推進しています。
 - ・ 新船型開発の迅速化、現場生産性の向上、高付加価値船の供給に向けた取り組み等を推進しており、技術開発補助や設備投資に対する税制特例等により、生産性向

上に積極的に挑戦する事業者を支援するための取り組みを開始しました。また平成 29 年 2 月に先進的な技術を活用した船舶の導入等の計画を認定する制度の創設などを内容とする「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。(国交省)

- ・ 水深 3,000m 以深を掘削する次世代大水深用セミサブ(半潜水型)掘削リグや浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備(FLNG)に関連する要素技術(大出力発電機関、高精度位置保持システム等)の開発に対しての助成や技術者の育成に向けた専門教材の作成等を実施しています。(国交省)
- 平成 28 年 5 月 6 日にソチで行われた日露首脳会談以降、国土交通省は港湾プロジェクトの具体化に向けて、ロシア連邦運輸省と協力しつつ取り組んできました。同年 8 月 31 日には、国土交通省とロシア連邦運輸省との間で、港湾インフラ開発の分野における協力に関する覚書の署名を行い、同年 12 月 7 日には、本覚書に基づき、両国における官民両セクターの協調の下で、日露港湾当局間会合および官民セミナーを開催しました。(国交省)
- クルーズ船等が利用するターミナルにおける、多言語対応の促進や無料公衆無線 LAN 環境の提供の普及に向けた取組を推進しました。(国交省)
- 国内のサンゴ礁生態系の保全を総合的かつ効果的に推進するため、「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」を策定し、この中で重点的に取り組むべき課題のひとつとして、「サンゴ礁生態系における持続可能なツーリズムの推進」を掲げました。これを受け、地域が主体となって取り組むサンゴ礁生態系保全の推進体制を構築するためのモデル事業を実施しています。(環境省)
- 急増するクルーズ船の寄港ニーズを我が国の港湾で受けきるため、クルーズ船社と港湾管理者の「マッチング」を図る「クルーズ船寄港地マッチングサービス」の提供を開始しました。(国交省)
- 物流ターミナル等の既存施設を活用しつつ、クルーズ船の寄港増や大型化に対応するため、平成 28 年に八代港等で係船柱、防舷材等の整備による大型クルーズ船の受入環境の改善を図りました。(国交省)
- 平成 28 年 7 月に新たに創設した民間事業者による旅客施設の整備等に対する無利子貸付制度の活用を促進するとともに、国土交通大臣が指定した国際旅客船拠点港湾において、旅客施設等を整備し、一般公衆の利用に供する民間事業者に対し、岸壁の優先使用を認める協定制度の創設等を内容とする「港湾法の一部を改正する法律案」が平成 29 年 3 月 10 日に閣議決定されました。(国交省)
- 「全国クルーズ活性化会議」と連携し、我が国へのクルーズ船の寄港促進やこれに伴う地域活性化を図るため、クルーズ船社が寄港スケジュールの立案に必要な情報となる港湾施設の諸元や寄港地周辺の観光情報を一元的に発信するウェブサイト¹³の充実を図るとともに、クルーズ船社のキーパーソンを招請し、我が国各港への寄港の安全性や寄港地周辺の魅力をプロモーションするとともに、この招請の機会を捉え、港湾管理者及び自治体との商談会を開催しました。(国交省)

¹³ 「CRUISE PORT GUIDE OF JAPAN」 <http://www.mlit.go.jp/kankocho/cruise/>

- 平成 26 年 11 月の「日 ASEAN 交通大臣会合」で承認された「日 ASEAN クルーズ振興戦略」に基づき、平成 28 年 3 月に、日本と ASEAN をつなぐクルーズのモデルルートを策定するとともに、クルーズによる交流拡大のためのシンポジウムを開催しました。また、平成 29 年 1 月には、訪日クルーズ商品の ASEAN 市場への展開を図るため、シンガポール及びタイにおいて現地旅行会社等を対象としたセミナーを開催しました。(国交省)

9 沿岸域の総合的管理

(1) 沿岸域の総合的管理の推進

- 地方における沿岸域の総合的管理を推進するため、沿岸域の総合的管理に取り組む関係者が先進的な取組に関する情報を共有できるよう、平成 26 年度に公表した新たな取組事例を盛り込んだ先進事例集の改訂版の周知に努めました。(内閣官房)
- 森里川海の恵みを将来にわたって享受し、安全で豊かな国づくりを行うため、環境省と有識者からなる「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトを立ち上げ、平成 27 年度に全国約 50 か所で開催したリレーフォーラムにおける参加者の意見等を踏まえ、平成 28 年 9 月には「森里川海をつなぎ、支えていくために(提言)」を公表しました。

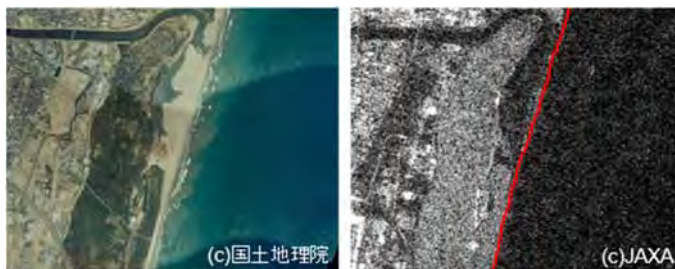


「つなげよう、支えよう森里川海」アンバサダー任命式の様子
提供：環境省

本提言のもと、多様な資源がその地域の中で循環し、相互に支え合う「地域循環共生圏」の構築に向け、森里川海の保全・再生に取り組む 10 の実証地域を選定し、多様な主体によるプラットフォームづくり、自立のための経済的仕組みづくり、人材育成等に向けた地域の活動の支援を開始しました。また、森里川海の恵みや自然体験の大切さを子どもや保護者等に伝える「森里川海大好き！読本(仮称)」や、流域単位で河川の恵みを認識・共有する「ふるさと絵本」の作成検討を開始しました。さらに、「つなげよう、支えよう森里川海アンバサダー」による情報発信等を通して、国民一人ひとりが森里川海の恵みを支える社会に向けて、ライフスタイルを変革していくことの重要性について普及啓発しました。(環境省)

(2) 陸域と一体的に行う沿岸域管理

- 海洋基本計画を受けて、海洋政策本部参与会議は、平成 28 年度に「総合的な沿岸域の環境管理の在り方プロジェクトチーム(PT)」を設置しました。沿岸域の持続的な利用に向けた現場の事例を分析し、それらの取組の拡充・拡大方策、国や自治体の果たすべき役割等に関する検討を行い、総合的な沿岸域の環境管理の在り方について取りまとめを行い、報告を参与会議に行いました。これを受け、参与会議は、他PTからの報告も含めた意見書を取りまとめ、平成 29 年 3 月に、総合海洋政策本部に同意見書を提出しました。(内閣官房)
- 土砂の流れの変化に起因する問題が起きている沿岸域において、問題を解決するため土砂移動のメカニズムを把握する調査を実施するとともに、土砂管理に関する事業の連携方針や、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画を策定し、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。なお、平成 27 年 11 月には、安倍川、日野川に続き一級水系で 3 例目となる総合土砂管理計画を相模川で策定しました。個別分野においては、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化型への改良、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤の整備等侵食対策を実施しました。(国交省)
- 広域的・長期的・高頻度に海岸地形等の変化を把握するため、衛星画像を用いた海岸線モニタリング手法の技術開発に着手しました。(国交省)
- 沖縄等における赤土等の流出を防止するため、農地等の発生源対策として承水路、沈砂池の整備や、勾配抑制、法面保護等を実施するとともに、グリーンベルト等の植生保護を実施しました。(農水省)
- 汚水処理施設の普及促進のため、下水道整備を予定している箇所について、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法の確立を行い、汚水処理人口普及率の向上を図りました。また、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、合流式下水道の効率的・効果的な改善対策を推進しました。(国交省)
- 閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。(国交省)
- <第2部2(2)再掲>東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に関係する 20 都府県と連携し、総量規制基準の順守、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進しました。また、平成 28 年 9 月には、平成 27 年 12 月の「第 8 次水質総量削減の在り方について(中央環境審議会答申)」に基づき、「総量削減基本方針」を策定しました。(国交省、環境省)



衛星 SAR 画像
(海岸線抽出のイメージ)
衛星画像を用いた海岸線モニタリング

- 家畜排せつ物利活用施設整備に対する支援等による家畜排せつ物の適正管理を推進するとともに、生産した堆肥等の有効利用への支援等による環境保全型農業の推進により農地への面源負荷対策を行いました。(農水省)
- 陸域から河川を通じて流出する汚濁負荷の把握に努めるとともに、汚濁負荷の削減、適正管理を実施しつつ、第 2 期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス II)等を活用することにより、河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備、下水道整備等の対策を推進しました。(国交省)
- 東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、各種施策を総合的に推進しました。(国交省、環境省)
- ブルーカーボン(海洋において海草等により吸収・固定される炭素)による CO2 削減効果が地球温暖化対策の新しい可能性として注目されています。これを踏まえて、藻場の分布等の現状把握や藻場等の拡大に向けた社会的な枠組みづくり等を目的とした「ブルーカーボン研究会」に協力しています。(国交省)
- 水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、保全活動状況の報告会の開催や技術的サポート等を実施しました。(農水省)
- <第2部2(1)再掲> 人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット¹⁴」による情報提供を引き続き行っています。(環境省)
- 国内サンゴ礁生態系の保全を総合的かつ効果的に推進するため、「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」を策定し、この中で重点的に取り組むべき課題のひとつとして、「陸域に由来する赤土等の土砂及び栄養塩等の現状」を掲げました。この課題について、地域が主体となって取り組むサンゴ礁生態系保全の推進体制を構築するためのモデル事業を与論島において実施しています。(環境省)
- 科学的情報を活用した沿岸域総合的管理を推進するため、地域の特性に応じた科学的情報の収集、提供及び環境状況の評価への活用方策を検討するとともに、市民団体や地域住民等の多様な主体の参画促進について検討しています。(環境省)
- <第2部2(2)再掲> 近年、その深刻化が指摘されている漂流・漂着・海底ごみ(海洋ごみ)問題について、平成 28 年度は特に次の取組を進めました。
 - ・「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「海岸漂着物処理推

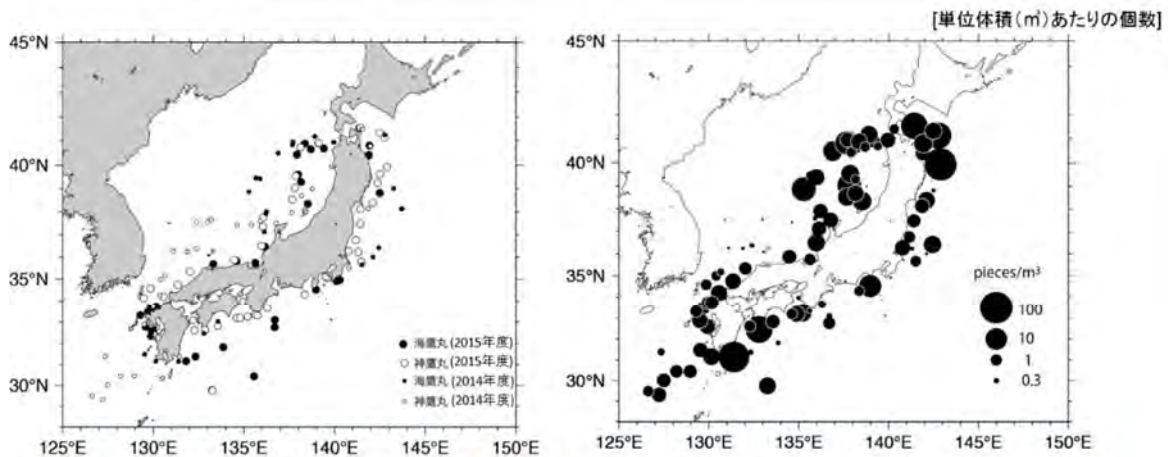


海岸に漂着したごみ
提供:環境省

¹⁴ 「里海ネット」 <http://www.env.go.jp/water/heisa/satoumi/index.html>

進法」という。)及び同法に基づく基本方針を踏まえた総合的かつ効果的な施策の推進に努めているところです。(環境省)

- ・ 海岸線を持つ 39 の都道府県のうち 37 の都道府県への財政支援により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する漂着ごみ等の回収・処理、発生抑制に関する事業等に対する支援を行いました。(環境省)
- ・ 海洋ごみの定量的かつ経年的な状況把握を行うため、モニタリングを実施しました。近年、生態系を含めた海洋環境へ与える影響が懸念されているマイクロプラスチックについても、日本海周辺や日本から南極までの海洋中において分布調査を実施するとともに、マイクロプラスチックに吸着している PCB 等の有害化学物質の量を把握するための調査を進めました。(環境省)



沖合海域のマイクロプラスチック調査の地点(平成26年度、27年度の比較)

沖合海域のマイクロプラスチックの分布密度(平成26年度と27年度を合わせた結果)

マイクロプラスチックの分布

- ・ 国立公園の海岸において、ウミガメや海鳥等の生物を保全する観点から、その繁殖地等における漂着ごみの清掃やモニタリング調査を行いました。(環境省)
 - ・ 発泡スチロール製のフロート等について、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発等に対する支援を行いました。(農水省)
 - ・ NOWPAP 及び TEMM(日中韓三カ国環境大臣会合)の枠組の下で、ワークショップ等を開催するとともに、一般市民への普及啓発を目的とした国際海岸クリーンアップキャンペーン(ICC)に参加しました。(環境省、外務省)
- 河川における市民と連携した清掃活動、ゴミマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。(国交省)
- 毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等、廃棄物関係団体、市民等が連携して監視活動や啓発運動を一斉に実施する等、不法投棄撲滅のための取組の強化を図りました。(環境省)
- 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、流木等の緊急的な処理に対し海岸管理者への支援を推進しました。平成28年度は、北海道(台風第7号・11号・9号・10号による豪雨)等の海岸で漂着流木の処理対策を実施しました。(国交省、農水省)

- 平成 23 年 11 月に策定された「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」に基づき、被災地の景観・環境に配慮した河川・海岸構造物の整備を実施しました。(国交省)
- 津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸防護、海岸の多様な生態系や美しい景観等の保全を図る海岸環境の整備及び保全、海辺へのアクセスの確保等、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与する海岸の整備を推進しました。(農水省、国交省)
- 海辺の空間を有効活用した公園、緑地等について、4 箇所の国営公園及び地方公共団体による大規模公園等の整備を継続して推進しました。(国交省)

(3) 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

- 国立・国定公園において指定された海域公園地区の適正な管理を推進しました。(環境省)
- <第2部2(1)再掲>瀬戸内海について、生物多様性と生物生産性の確保等の新たな課題等に対応するため、平成 27 年 2 月に瀬戸内海環境保全基本計画の変更が閣議決定されました。また、平成 27 年 10 月に瀬戸内海環境保全特別措置法が改正されました。これらにより、瀬戸内海の有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指し、湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応して、各種の施策を進めています。(環境省)
- <第2部2(1)再掲>有明海及び八代海等について、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律(平成 14 年法律第 120 号)に基づき設置された有明海・八代海等総合調査評価委員会が、国及び関係県が実施した総合的な調査の結果を基に有明海及び八代海等の再生に係る評価を進め、平成 29 年 3 月に委員会報告を取りまとめました。(環境省)
- 海洋環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海において、地方整備局が保有する海洋環境整備船により、海面を浮遊するごみ、油の回収を実施しました。(国交省)

(4) 沿岸域における利用調整

- 海面利用ルール策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産担当部局と実施しました。(農水省)
- 地域における自主的な安全対策の充実・促進のため、利用ルール未設定地域における新たなルール策定に係る地方公共団体等との協議・連携の推進及び自主ルールの運用に関する支援を行うとともに、民間ボランティアである海上安全指導員やマリンレジャー関係団体等と連携を図り、利用ルールに関する周知・啓発活動を実施しました。また、プレジャーボートの利用適正化に向けた利用環境の整備を進めるため、設置推進している「海の駅」を拠点とした安全対策・環境保全等に関する啓発活動を実施しました。(国交省)

10 離島の保全等

(1) 離島の保全・管理

- <第2部3(1)再掲>平成22年6月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施しました。現時点で、噴火活動のあった西之島を除き、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されておりません。(内閣官房、国交省)
- <第2部3(3)再掲>低潮線保全法に基づき、特定離島(沖ノ鳥島及び南鳥島)において、排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる特定離島港湾施設を整備(南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手)するとともに、国による港湾の管理を実施しています。(国交省)
- 特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等が行う技術開発課題を公募により決定し、技術開発実施基本計画を策定し、平成27年度から現地における技術開発を開始しました。(内閣官房、国交省)
- <第2部3(3)再掲>沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討をしています。(国交省)
- 「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」(平成21年12月総合海洋政策本部決定、平成27年6月改定、平成28年7月改定。以下「離島の基本方針」という。)に基づき、平成28年7月に領海及び排他的経済水域を保全するうえで国境離島が果たす重要な役割や法令、予算といった基礎情報を掲載した国境離島WEBページ¹⁵を開設しました。(内閣官房)
- 離島の保全・管理に資するため、西之島(東京都小笠原村)、須美寿島(東京都)において三角点設置を実施しました。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施しました。(国交省)
- 奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域におけるマングース、小笠原諸島におけるグリーンアノール等の外来種の防除事業や、絶滅のおそれのある種の保護増殖事業を継続して実施しました。(環境省)

¹⁵ 「国境離島WEBページ」 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kokkyouritou/>

- 離島の基本方針に基づき、我が国の領海基線を有する無人離島 431 島のうち、無主の離島 273 島について、国有財産としての登録等を進めて来たところです。この度、当該離島を所管することとなった省庁において、平成 29 年 3 月に、国有財産台帳への登録は終了し、不動産登記は、更に詳細な所在の確認が必要な離島を除き、登記の嘱託を終了しました。(内閣官房等)
- 平成 28 年 4 月に「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」(平成 28 年法律第 33 号。)が議員立法で成立したことを受け、平成 28 年 7 月の第 15 回総合海洋政策本部会合にて、離島の基本方針を改訂しました。また、平成 29 年 4 月に有人国境離島法が施行され、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが特に必要となる特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関し、国費 50 億円の新たな交付金等、関連施策の予算の執行により、関係都道府県等が実施する航路・航空路の住民運賃の低廉化等の取組を支援しています。(内閣官房等)

(2) 離島の振興

- 平成 25 年度から施行された改正離島振興法を踏まえ、定住の促進を図るため創設した離島活性化交付金を活用し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組の支援を行い、離島の自立的発展を促進しています。(国交省)
- 平成 26 年度に策定した奄美群島振興開発基本方針及び小笠原諸島振興開発基本方針に示された各地域における振興開発の意義及び方向に基づき、航路・航空路運賃軽減事業(奄美群島)、本土と小笠原を結ぶ唯一の定期交通手段である「おがさわら丸」の代替船整備(小笠原諸島)など、地方公共団体が行う振興開発施策に対する支援を行いました。(国交省)
- 平成 28 年 11 月に「アイランダー2016」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを東京都池袋サンシャインシティ文化会館にて開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力の PR を行いました。(国交省)
- 離島と島外の企業等をつなぐ「マッチング」の場を提供し、離島の活性化につなげる「しまっちゃんぐ」の取組を行いました。平成 28 年 10 月に東京にて開催した「しまっちゃんぐ



しまっちゃんぐ 2016(秋)の様子 提供:国土交通省

2016(秋)」では 12 の離島地域と企業等が参加し、新商品開発や観光振興などについて商談・交流会を実施しました。(国交省)

- 離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施しました。(国交省)
- 離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施しました。(国交省)
- 離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、地方公共団体による海底光ファイバ等の敷設の支援を実施しました(平成 27 年度補正予算)。また、離島における高度移動通信システム構築のために、地方公共団体が海底光ファイバ等の整備を行う場合の支援を平成 29 年度より実施します(平成 29 年度当初予算)。(総務省)

1 1 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(1) 海洋の秩序形成・発展

- 我が国は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議や、そこでの活動に積極的に参加しました。平成 28 年度には、国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する新協定が含むべき要素について検討を行う準備委員会会合(3 月～4 月及び 8～9 月)、第 17 回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合(6 月)、第 26 回国連海洋法条約締約国会議(6 月)、第 22 回国際海底機構総会・理事会(7 月)、海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(9 月及び 11 月)に参加しました。また、財政貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構への毎年の分担金拠出に加え、平成 28 年度においては、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し約 5 万 6 千ドルを拠出しました。(外務省)
- また、「海における法の支配」の徹底のため、海洋法に関する国際的・学術的な議論を促進する目的で、平成 29 年 2 月、東京において、外務省主催により第 3 回海洋法に関する国際シンポジウム「海洋法の 20 年の発展と新たな課題」を開催しました。(外務省)

(2) 海洋に関する国際的連携

- APEC における海洋漁業作業部会において、海洋を通じた国際協力・貢献という海洋基本計画の理念を実現すべく、海洋分野で初となる日本提案の APEC プロジェクトである「気候変動が及ぼす海洋の環境・資源への影響ワークショップ」を平成 27 年 5 月にフィリピンで開催しました。平成 27 年 APEC 閣僚級会合の閣僚宣言本文において本プロジェクトに対する歓迎の意が明記される等、その国際貢献は、海洋基本計画が掲げる「海洋環境や気候変動等の全地球的課題解決の取組を通じて世界を主導」する

「海洋立国日本の目指すべき姿」の具体例となりました。(内閣官房)

- 平成 27 年 6 月にポルトガルで開催された、海洋の持続的利用及び発展のための海洋政策の国際的連携・統合をテーマとする閣僚級会合「ブルー・ウィーク」において、日本からは松本内閣府大臣政務官(当時)が出席し、海洋分野における日本の取組・国際的貢献(対島嶼国等に対する途上国支援、日本提案の上記 APEC プロジェクトの成果を踏まえつつ、気候変動が及ぼす影響への経済的・社会的適合に向けた科学を統合した政策立案・実施の重要性等)を国際発信しました。(内閣官房)
- 統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」の事務局運営経費を中国・韓国等とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいます。(国交省)
- サンゴ礁保全のための国際枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の事務局として、平成 27 年 12 月に第 30 回 ICRI 総会をタイにおいて開催し、ICRI メンバー間での情報共有並びに今後のサンゴ礁モニタリングのあり方に係る検討を行いました。さらに、平成 28 年 11 月にフランスで開催された第 31 回 ICRI 総会に出席し、情報共有及び今後の取組について意見交換を行いました。また、東アジアにおけるサンゴ礁生態系モニタリングデータの地域解析を促進するため、平成 29 年 2 月に地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア会合を開催しました。(環境省)
- 平成 27 年 6 月、国連総会は、国家管轄権外区域(国連海洋法条約上の公海及び深海底)における海洋生物多様性(BBNJ: Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction)の保全と持続可能な利用について、新たな協定を作成する旨の決議を採択しました。政府としては、平成 27 年 12 月以降、内閣官房及び外務省の共催による関係省庁会議を開催し、平成 28 年 3 月及び 8 月並びに平成 29 年 3 月に行われた新協定が含むべき要素について検討を行う準備委員会会合に積極的に参加しています。(内閣官房、外務省)
- 平成 28 年は G7 の議長国として、4 月の G7 広島外相会合において「海洋安全保障に関する G7 外相声明」を発出し、航行・上空飛行の自由、国際法の遵守、紛争の平和的解決といった原則が G7 共通の利益であることを再確認するとともに、5 月の G7 伊勢志摩首脳会合では、G7 が一体となって「海における法の支配の三原則」の重要性を発信し、力強い賛意を得ました。また、海洋安全保障の諸課題へ向けた G7 の更なる協力強化について議論することを目的に、外務省が 12 月には「第 2 回海洋安全保障に関する G7 ハイレベル会合」を主催しました。(外務省)
- 平成 28 年 7 月の第 23 回 ASEAN 地域フォーラム(ARF)閣僚会合において、岸田大臣は、南シナ海の現状変更を日本は深刻に懸念している、比中仲裁裁判の判断は、紛争当事国を法的に拘束するとの立場を改めて説明し、両当事国がこの判断に従うことにより、今後、南シナ海をめぐる紛争の平和的解決につながっていくことへの期待を表明し、全ての関係国が力ではなく法に基づく国際秩序を遵守すべきであると訴えました。
これに関連し、多くの国から、最近の南シナ海情勢に関する懸念が表明され、仲裁裁判を含む国際法に従った紛争の平和的解決と自制の重要性、南シナ海行動宣言(DOC)の完全な実施、南シナ海行動規範(COC)の早期締結の重要性につき発言が

ありました。(外務省)

- 平成 28 年 9 月に開催された日・ASEAN 首脳会議において、安倍総理は、航行及び上空飛行の自由を始めとする国際法の原則に基づく海洋秩序は、地域の平和と繁栄にとり死活的に重要であり、その観点から、本年 5 月の G7 伊勢志摩サミットでは、(1)国家は国際法に基づいて主張を行うこと、(2)主張を通すために力や威圧を用いないこと、(3)紛争解決には仲裁を含む平和的手段を追求することについて一致した旨発言しました。また、最近の東シナ海及び南シナ海における一方的な現状変更の試みの継続を深刻に懸念している旨述べました。南シナ海に関しては、比中仲裁判断は、国連海洋法条約上、当事国を法的に拘束し、両当事国がこの判断に従うことにより、今後、南シナ海を巡る紛争の平和的解決につながっていくことを期待する旨述べました。さらに、南シナ海の領有権問題自体は当事国間の問題であるが、南シナ海は日本にとって死活的に重要なシーレーンであり、地域全体の平和と安定にとっても重要な問題である旨述べました。その関連で、中国と ASEAN との対話を歓迎するが、対話は、国際法に基づき、また、現場における非軍事化及び自制が維持されることを前提として行われるべき旨述べました。

これに対し、ASEAN 側からは、国連海洋法条約等の国際法に沿った紛争の平和的解決、緊張を高める行為の自制、法的・外交的プロセスの尊重の重要性等を支持する旨の発言がありました。(外務省)

- 平成 28 年 9 月に開催された ASEAN+3 首脳会議では、安倍首相から、開かれた自由で平和な海を守るため、以前から主張してきている「海における法の支配の三原則」を徹底し、国際社会が連携していくことが重要である旨発言しました。(外務省)
- 平成 28 年 9 月に開催された第 11 回東アジア首脳会議(EAS)では、安倍総理から、航行及び上空飛行の自由を始め、国際法の原則に基づく海洋秩序は、地域の平和と繁栄にとり死活的に重要であり、この観点から、本年 5 月の G7 伊勢志摩サミットでは、(1)国家は国際法に基づいて主張を行うこと、(2)主張を通すために力や威圧を用いないこと、(3)紛争解決には仲裁を含む平和的手段を追求することについて一致した旨発言しました。他方、ここ数か月を見ても、東シナ海及び南シナ海において一方的な現状変更の試みが続いていることに、深刻な懸念を表明し、法の支配こそ、国際社会において貫徹されなければならない普遍的な原則である旨述べました。また安倍総理から、全ての当事国が、地域の緊張を高めるような行動を自制し、国連海洋法条約を含む国際法に基づき、平和的解決を追求すべき旨発言しました。さらに、南シナ海をめぐり、ASEAN 各国が幾多の困難に直面する中、日本は常に ASEAN の中心性・一体性を支持してきたことに触れ、昨日発出された ASEAN 首脳会議の議長声明は、「法的・外交的プロセスの完全な尊重」等を明記していることから、高く評価しました。安倍総理から、中国と ASEAN との対話を歓迎するが、対話は、国際法に基づき、また、現場における非軍事化と自制が維持されることを前提として行われるべき旨発言しました。さらに、軍事化しないとの昨年この場でのコミットメントが履行されることに期待を示しました。加えて、比中仲裁判断は、国連海洋法条約上、当事国を法的に拘束し、この仲裁判断は、領土主権に関するものではなく、国連海洋法条約の解釈という普遍的なものである旨発言しました。さらに両当事国がこの判断に従うことにより、南シナ海を巡る紛争の平

和的解決につながっていくことに期待を示しました。

これに対し、ほとんど全ての首脳が南シナ海問題を取上げ、比中仲裁裁判又は国連海洋法条約に言及しつつ、国際法に従った紛争の解決を求める発言をしました。また、比中仲裁判断は無効だと主張した国は、一つもありませんでした。多くの国が緊張を高める行為の自制を求め、また、複数の国が非軍事化を求める発言をしました。

(外務省)

- 海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中で、我が国はソマリア沖・アデン湾で海上自衛隊の護衛艦及び P-3C 哨戒機による民間船舶の防護及び警戒監視活動を関係国と連携して実施しています。海上自衛隊の護衛艦には海上保安官が同乗し、法執行に必要な体制を確保しています。また、ソマリア及びその周辺国の沿岸海域の海賊対策のため IMO に設置されたジブチ行動指針信託基金に対し、平成 21 年と平成 23 年に総額約 1,460 万ドルを拠出しました。同基金はイエメン、ケニア及びタンザニアの情報共有センター設置や、ジブチの地域訓練センター建設の取組を通じ、当該地域の海上保安能力強化を支援しています。さらに、国連ソマリア沖海賊対策コンタクトグループの下に設置された、ソマリア海賊訴追取締能力向上支援のための国際信託基金に対して、平成 22 年から平成 26 年までに累計 450 万ドルを拠出しました。また、ソマリア安定化のため、平成 25 年 5 月ソマリア政府及びアフリカ連合委員会とソマリア特別会合を首脳級で共催した他、主として治安向上、人道支援として、2007 年～2016 年度総額 4 億 3250 万米ドルの対ソマリア支援を実施しています。(外務省、国交省、防衛省)
- アジアの海賊対策のため、日本はアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の作成を主導しました。ReCAAP には、平成 26 年 9 月には米国が新たに加入し、20 番目の締約国となりました。我が国は、ReCAAP に基づきシンガポールに設立された情報共有センターに、事務局長及び事務局長補を派遣し、沿岸国の海上保安機関の能力構築等の同センターの活動を支援してきており、平成 28 年 4 月には新たに黒木雅文事務局長が就任しました。我が国のこうした人的・財政的な貢献は、国際的にも高く評価されてきています。(外務省、国交省)
- ARF の下でも海上安全保障に特化した ARF 海上安全保障会期間会合(ISM)が平成 21 年以来開催されています。我が国は、平成 23 年 7 月までインドネシア、ニュージーランドとともに本 ISM の共同議長国を務め、その後もマレーシアと共に本 ISM の優先分野「国際的、地域的な枠組・取極・協力による信頼醸成」のリード国を務めています。また、平成 26 年 8 月から平成 27 年 7 月まで、米及び比と共に改めて本 ISM の共同議長国を務め、議論を主導しました。平成 29 年 2 月には、我が国は東京において「第 9 回 ARF 海上安全保障 ISM」を主催し、ARF メンバーが直面する課題や脅威について、各国の最新の取組を踏まえた意見交換を行い、海上安全保障面における協力の更なる向上に向けて連携強化を確認しました。(外務省、防衛省)
- 日本の海上自衛隊も参加する西太平洋海軍シンポジウム(WPNS。メンバー国は日、米、豪、韓、中、露等 21 か国、オブザーバー国はインド等 6 か国)は平成 26 年 4 月に本会合を開催し、CUES(洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準)を採択して、WPNS 参加国の海軍艦艇及び海軍航空機が洋上において不慮の遭遇をした場合における

安全のための手順や通信方法等を定めました。(防衛省)

- 防衛省では、地域の安全保障環境の安定化・改善等を目的として、東南アジア諸国など関係国の軍・軍関係機関に対する能力構築支援を平成 24 年度から実施しています。これまでのところ、海洋安全保障分野においては、フィリピン(艦船ディーゼル・エンジン整備)、ベトナム(潜水医学)、ミャンマー(潜水医学)及びインドネシア(海洋学、海洋に関する国際法)に対して支援を実施したほか、ベトナム及びタイに対して飛行安全セミナーを実施するとともに、ベトナム、インドネシア、フィリピン、マレーシア、タイ、ミャンマーの 6 カ国に対し、国際航空法セミナーを実施し、国際法の認識共有促進を図っています。(防衛省)
- また、我が国は、平成 28 年 11 月の第 2 回日 ASEAN 防衛担当大臣会合において、海洋安全保障の強化のため、海洋及び上空の情報収集・警戒監視、捜索救難の能力向上を目指す ASEAN の取組を能力構築支援や防衛装備・技術協力、訓練・演習といった多様な手段を組み合わせて実践的に支援することを方向性の一つとして掲げた、日 ASEAN 防衛協力の指針である「ビエンチャン・ビジョン」を我が国独自のイニシアティブとして表明しました。(防衛省)
- 海上保安分野における多国間での連携・協力の枠組みとして、平成 28 年 10 月の第 17 回北太平洋海上保安フォーラムサミット(日、加、中、韓、露、米の 6 カ国の海上保安機関の長官級の枠組)では、漁業取締りや海上セキュリティ等の北太平洋の海上の安全・秩序維持を目的とした参加国の連携について議論したほか、同フォーラムの枠組みの下、漁業監視共同パトロールや多国間多目的訓練等を通じた具体の連携を実施しています。また、平成 28 年 10 月の第 12 回アジア海上保安機関長官級会合(アジアの 19 カ国・1 地域の海上保安機関の長官級の枠組)においては、アジア海域の重要かつ共通の課題である「捜索救助」、「環境保全」、「海上不法活動の取締り」と、これらの分野に横断的に対応する「海上保安能力に係る人材育成」の 4 分野について議論しました。(国交省)
- 二国間の海上保安機関の連携・協力としては、平成 29 年 1 月 12 日に、「日本国海上保安庁とフィリピン共和国沿岸警備隊との間の協力覚書」を交換しました。本覚書は、海上保安に関する人材育成、情報交換など、協力分野を明確化し、両機関の更なる協力・連携関係の強化を目的とするものです。また、一昨年交換した協力覚書に基づき、ベトナム海上警察と実務者会合や海上保安セミナーを開催したほか、インド、ロシア、韓国海上保安機関とは、長官級会合や連携訓練等を実施しました。(国交省)
- 東日本大震災による洋上漂流物については、内閣官房総合海洋政策本部事務局取りまとめの下、関係省庁・機関が連携し、対応にあたってきました。具体的には、航行船舶等からの情報収集による漂流物の漂流状況の調査を実施しました。また、平成 26 年度から 3 年間にわたり、PICES(北太平洋海洋科学機関)の震災起因洋上漂流物に係る事業への支援を実施しました。この事業では日本、アメリカ、カナダの科学者が連携・協力して、北米大陸西海岸に漂着した震災起因洋上漂流物が現地の海洋環境、生態系、コミュニティに与える影響について、調査しました。(内閣官房、外務省、環境省)
- 日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組である北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)への参画を通じ、日本海や黄海等における海洋環境保全のた

め、大規模油汚染等への対応体制の構築等、国際的な連携を図りました。(国交省、環境省、外務省)

- 我が国は、北極を巡る国際的な取組において、①北極に関する地球規模の課題への対応や国際的なルール作りへの積極的な参画、②北極評議会(AC)(北極圏国を中心とした多国間の政治的協議枠組み)の活動に対する一層の貢献及び③北極圏国等との二国間、多国間での協力の拡大を進めることとしています。

ACに関しては、平成25年5月のACオブザーバー資格取得を契機に、高級北極実務者(SAO)会合や各種作業部会、タスクフォースなどの関連会合に政府関係者や研究者を派遣し、議論に積極的に参加することを通じて、ACの活動に貢献してきています。また、平成28年11月には、平成29年から2年間、ACの議長国に就任するフィンランドの北極担当大使を招へいし、日本の北極関連研究施設等の視察の他、「北極のフロンティアについて考える議員連盟」等との意見交換を含め、産官学の関係者と幅広く意見交換を行いました。(外務省)

(3) 海洋に関する国際協力

- 平成28年5月15日から17日までの3日間、「G7茨城・つくば科学技術大臣会合」を開催。その成果として「つくばコミュニケ」をとりまとめました。以下の点(概要)についてG7各国・EU間で意見の一致をみました。(内閣府)
 - i. 地球規模の海洋観測強化のためのイニシアティブに取り組むことを支援
 - ii. 国連レギュラープロセスを通じた海洋環境アセスメントシステムの強化
 - iii. オープンサイエンスに基づいた海洋に関するグローバルなデータ共有の促進、情報インフラの強化
 - iv. 地域観測及び知識ネットワークの促進(開発途上国のキャパシティビルディングを含む)
 - v. 定常海洋観測強化に必要な追加的アクションの特定を通じたG7の政治的な連携協力



議長を務める島尻大臣



出席大臣と記念撮影

G7 茨城・つくば科学技術大臣会合

- 平成28年9月、米国主催で開催された第3回「アワオーシャン会合」(海洋環境問題に関する政府、民間、科学者相互の交流促進を目的とした国際会議)に、我が国からは松本洋平内閣府副大臣(海洋政策担当)が出席し、我が国のIUU(違法・無報告・

無規制)漁業や海洋ごみについての我が国の対応を発信するとともに、海洋観測の促進を通じた科学的データに裏付けられた海洋政策の実施の重要性を強調した。(内閣官房)

- 平成 28 年 5 月 26 日から 27 日に開催された G7 伊勢志摩サミット首脳宣言において、「科学的知見に基づく海洋資源の管理、保全及び持続可能な利用のため、国際的な海洋の観測及び評価を強化するための科学的取組を支持する」ことが明記されました。(外務省)
- 第 70 回国連総会において、我が国が共同提案国になり、持続可能な開発目標 (SDG)14 の実施を支援する国連会議を平成 29 年 6 月に開催する旨の国連総会決議が採択されました。(外務省)
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)問題については、解決に向けた国際的な取組として、G7 の枠組に加え、日中韓三カ国環境大臣会合 (TEM (テム)) や北西太平洋地域海行動計画 (NOWPAP) 等の多国間の枠組みや、日中高級事務レベル海洋協議等の二国間協議の場を活用し、国際的な取組を進めています。
 - ・ G7 の枠組みについては、平成 28 年 G7 伊勢志摩サミットにおいて、資源効率性及び 3R に関する取組が、陸域を発生源とする海洋ごみ、特にプラスチックの発生抑制及び削減に寄与することも認識しつつ、海洋ごみに対処するとのコミットメントを再確認しました。(環境省)
 - ・ また、平成 28 年の G7 富山環境大臣会合において、平成 27 年のエルマウ・サミットで合意された首脳宣言附属書「海洋ごみ問題に対処するための G7 行動計画」に関して、今後の効率的な実施の重要性について再認識するとともに、G7 として、各国の状況に応じ、優先的施策の実施にコミットすることについて一致しました。また、G7 として、ベスト・プラクティスを共有し、G7 以外の国に対するアウトリーチ活動を促進するため、定期的なフォローアップにコミットすることに同意しました。(環境省)
 - ・ 多国間の枠組みについては、NOWPAP において、漂着ごみの回収活動・組成の把握調査と合わせて意識啓発や人材育成を目的とする国際海岸クリーンアップ (ICC) と、各国の施策などを情報共有するためのワークショップが実施されています。平成 28 年度には、ロシアにおいて NOWPAP と TEMM の共同ワークショップを開催するとともに ICC に日本からも参加し、漂着ごみの清掃活動を行うとともに各国間の情報交換を行いました。(環境省)
 - ・ 二国間協議については、日中高級事務レベル海洋協議において、日中両国がマイクロプラスチックを含めた海洋ごみモニタリング等の分野の研究協力について専門家による議論をすること等について、新たに合意しました。(環境省)
- 閉鎖性の高い国際水域の環境保全については、平成 28 年度には、NOWPAP 各国の



G7 富山環境大臣会合 提供:環境省

専門家と共に、NOWPAP の下で作成された改訂版富栄養化状況評価手順書に基づいて、NOWPAP 海域全体を対象とした富栄養化状況の予備評価を引き続き実施しました。(環境省)

- 国際的な枠組の下に実施・支援されている国際アルゴ計画、世界気候研究計画(WCRP)、地球観測に関する政府間会合(GEO)戦略計画 2016-2025、国際深海科学掘削計画(IODP)、ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)に参画し、観測・研究の実施や情報提供等に貢献しています。また、世界各国の研究機関と協定締結を推進しました。(文科省、国交省)

- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 6 次評価報告書策定に資する、アルゴ太平洋センターの運営、熱帯ブイ網や高精度観測網の維持による地球観測解析を推進すると同時に、地球シミュレータを活用し、気候変動予測の精度向上に向けた研究開発を実施しました。また、国際アルゴ運営チームにおいて、関係各国と全球海洋観測システム(GOOS)全体の展開を考慮しつつ、現状の観測網ではカバーしていない領域や新規分野への拡張に向けた計画の検討を始めました。(文科省)

- ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)下で実施されている国際海洋炭素観測連携計画(IOCCP)と、世界気候研究計画(WCRP)下で実施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画(CLIVAR)の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)に貢献しています。平成 28 年度は東経 137 度に沿った測線において、3 回目の海面から海底直上までの観測を実施しました。また、北東アジア地域海洋観測システム(NEAR-GOOS)のパイロットプロジェクトとして、ロシア科学アカデミー太平洋海洋研究所と共同で、日本海縦断観測を実施しています。(国交省)

- 我が国は、北極を巡る国際的な取組において、①北極に関する地球規模の課題への対応や国際的なルール作りへの積極的な参画、②北極評議会(AC)(北極圏国を中心とした多国間の政治的協議枠組み)の活動に対する一層の貢献及び③北極圏国等との二国間、多国間での協力の拡大を進めることとしています。

こうした北極への取組を積極的に発信する観点から、我が国は、ロシア、米国、アイスランド等で開催された北極に関する国際会議に積極的に参加しているほか、北極圏国を含む関係諸国との間で北極に関する意見交換を行っています。

平成 28 年 4 月には、北極に関する日中韓ハイレベル対話(大使級)が初めて開催され、3カ国の政府及び関連研究機関関係者も出席し、北極に関する今後の3カ国間の協力の可能性等について意見交換が行われました。

さらに、平成 28 年 9 月に米国において開催された「北極科学技術大臣会合」に我が国からは、松本洋平内閣府副大臣(海洋政策担当)が出席し、長年にわたる我が国の北極観測・研究の成果や、「北極域研究推進プロジェクト(ArCS)について紹介し、各国が観測を強化し、得られた知見を共有し一致団結して北極問題へ対応すべき旨主張しました。(内閣官房、国交省、外務省、関係省庁)

- 港湾空港技術研究所とノルウェー地盤工学研究所は、研究協力覚書(MOU)に基づき、津波、海底環境改善、海底土砂流動等の共同研究を実施しています。(国交省)
- ペルシャ湾の環境保全のため、イラク国石油省に対して石油流出事故対策計画策定と共に危機管理チームの能力向上を目的とした技術協力を行っています。(外務省)

- 我が国の輸入原油の8割以上が通航するマラッカ・シンガポール海峡の航行の安全対策については、国際協力を推進するために、平成19年に沿岸国(インドネシア、マレーシア及びシンガポール)と利用国等による枠組である「協力メカニズム」が創設されました。我が国は、同メカニズムの下で、航行援助施設基金への資金拠出、航行援助施設の整備に関する協力、航行援助施設の維持管理に係る人材育成等を実施しています。これに加え、平成28年7月に、沿岸3国が共同で行う同海峡の水路測量調査が日ASEAN統合基金(JAIF)事業として承認され、我が国としても、同調査の実施に向けて海事関係団体から専門家派遣するなどの協力を行っています。(外務省、国交省)
- 各国の海上保安機関の海上保安能力向上を支援することも重要な課題となっています。我が国は、東南アジア諸国やソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上のため、JICAを通じ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ジブチへの専門家派遣や、東南アジア諸国・ソマリア周辺国に対する招へい研修等を実施することにより、海賊対策をはじめとする海上犯罪取締り、捜索救助、環境防災、水路測量、海上交通等の分野で海上保安機関の能力向上支援を行っています。また、ODAを活用し、ベトナムへの中古船舶、海上保安関連機材の供与等も行っています。(外務省、国交省)
- 東南アジアのシーレーン沿岸国の能力向上支援に関連しては、上記の専門家派遣や研修の実施以外にも、以下を取り組みました。
 - ・ 平成28年6月、スリランカへの巡視艇2隻の供与に関する交換公文に署名しました。(外務省)
 - ・ 平成28年10月、フィリピンへの大型巡視船2隻の供与に関する書簡の交換が行われました。また、平成25年に署名した「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画」に基づく新造巡視艇10隻の供与のうち平成29年3月までに3隻が供与済みです。(外務省)
 - ・ 平成29年1月、ベトナムに対し、新造巡視船6隻の供与の方針を決定したことを伝えました。(外務省)
 - ・ 平成29年1月、マレーシアに対し、解役した海上保安庁の巡視船2隻を供与しました。(外務省、国交省)



供与された巡視船 提供:海上保安庁

- ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、ジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とするJICA技術協力プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」に平成25年度からの3年間で計5回、延べ23名の海上保安庁職員を短期専門家として派遣し、国際法、初動捜査、制圧、鑑識等の講義・研修を実施したほか、平成26年3月、同国と

の間で「海上保安能力向上のための巡視艇建造計画」に関する書簡の交換が行われ、平成 27 年 12 月、巡視艇 2 隻が同国の沿岸警備隊に引き渡されました。(外務省、国交省)

- 東南アジア諸国やソマリア周辺国等の法執行能力向上のため、平成 28 年 5 月～6 月、これらの海上法執行機関職員に対して、我が国で JICA「海上犯罪取締り」研修を実施し、海上保安庁により海賊対策をはじめとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施しました。また、ソマリア及び周辺国の海賊対策能力向上のため、平成 24 年度から ODA による「海賊対策能力向上支援事業」を実施し、海賊事案対処モデル(マニュアル)を作成しており、同マニュアルの普及を図ることを目的として、平成 28 年 11 月に国連薬物犯罪事務所が主催したインド洋沿岸国に対する海上法執行訓練に海上保安庁職員を講師として派遣しました。さらに、平成 29 年 1 月には、マレーシア海上法令執行庁と連携してソマリア周辺国海上保安機関職員を対象とした国際上級立入検査研修を実施しました。(外務省、国交省)

- 平成 27 年 10 月法とルールが支配する海洋秩序強化の重要性について各国との認識の共有を図るため、アジア諸国の海上保安機関の若手幹部職員を対象に海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策課程を開講し、平成 28 年 9 月、本課程第一期生が学位記修士(政策研究)を授与され所要の課程を修了するとともに、平成 28 年 10 月からは本課程第二期生が受講しています。(国交省)



海上保安政策課程第一期生の学位記授与
提供:海上保安庁

- アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア人船員国際共同養成プログラム」を推進しており、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者を日本に招き、教育現場における実務内容に即した乗船及び座学による研修を行いました。(国交省)
- 平成 27 年 12 月、国連総会で、我が国をはじめ 142 か国が共に提案し、11 月 5 日を「世界津波の日」として制定する決議が全会一致で採択されたところですが、我が国は、毎年 11 月 5 日前後に、世界各地での津波の啓発活動や津波対策の強化を通じ、イニシアティブを発揮していく考えです。平成 28 年は、「世界津波の日制定記念イベント」(3 月 29 日、ニューヨーク)、南米における二国間の津波防災協力記念イベント(7 月 25-28 日、チリ、ペルー)、濱口梧陵国際賞の授賞式(10 月 31 日、日本)、アジア防災閣僚会議における特別セッション(11 月 2-5 日、インド)、「世界津波の日普及啓発イベント(11 月 3 日、ニューヨーク)」、世界津波の日リレー津波防災訓練(11 月 3-5 日、日本、チリ、インドネシア、ハワイ)、津波防災の日・世界津波の日普及啓発イベント(11 月 5 日、日本)、津波防災と女性に関する公開セッション(11 月 7 日、東京)、世界津波の

日高校生サミット in 黒潮(11月25-26日、高知)、世界津波の日制定記念シンポジウム(12月15日、ジャカルタ)などを実施しました。(内閣官房、外務省、国土交通省)

- 津波脆弱地域において津波に強い地域を作るための研究プロジェクトをトルコで実施しました。また、北西太平洋沿岸国への津波予測情報の提供、関係国の津波警報システム構築への技術支援等を実施しました。高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進しました。(国交省)
- 日本・フィリピン・インドネシア三国合同油防除訓練を行い、技術協力を行うとともに連携を強化しました。(国交省)
- ASEAN 地域の各国がそれぞれ定めている船舶の安全規制の強化及び調和のため、我が国から内航船の航行区域設定及び安全規則策定に関するガイドラインを提供する等協力を行っています。(国交省)

1 2 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成

(1) 海洋に関する教育の推進

- 国立海洋研究法人海洋研究開発機構では、海洋に関する社会教育やアウトリーチ活動の一環として、体験学習、出前授業、講演会、海洋教育素材作成等の取組のほか、水族館や科学館と連携した取組などを行っています。また、マスメディアを有効活用した取組として、テレビ番組やソーシャルネットワークを用いた海洋に関する情報発信も行っています。さらに、国民の海洋に関する知見を深めるため各拠点の施設や船舶の一般公開を平成28年度についても行ったところ、約3万2千名の来場者があり、我が国の海洋教育推進に大きく貢献しました。(文科省)

(2) 海洋立国を支える人材の育成と確保

- アジア太平洋地域を中心とした開発途上国に対し、ユネスコを通じて人材育成への協力を行いました。(文科省)
- 国際機関への我が国からの人的貢献としては、国際海事機関(IMO)において、関水康司氏が平成24年から27年まで事務局長を務めました。また、国際海洋法裁判所においては、平成17年10月以降、柳井俊二氏が裁判官を務めており、平成26年6月の選挙で再選されました。(任期は平成35年9月末まで。平成23年10月から平成26年9月末までは同裁判所所長)。平成24年6月には、大陸棚限界委員会委員に浦辺徹郎氏が再選されました(任期は平成29年6月まで)。さらに、国際海底機構においては、同機構の理事会の補助機関である法律・技術委員会及び財政委員会にそれぞれ委員を輩出しています。(外務省、経産省)
- 先進的な卓越した取組を行う水産高校をはじめとする専門高校を「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」として指定し、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育

成するための実践研究を行うとともに、水産高校の実習船整備に係る経費の補助を行っています。(文科省)

- 高等専門学校や大学において、海洋・海事・水産の分野における専門的な人材を育成しています。(文科省)
- 造船業を目指す若者の拡大を図るため、平成 27 年度に開始した中小造船事業者の地域連携による高校生・大学生を対象とした造船所へのインターンシップや高校教員等を対象とした造船研究会のトライアルを実施し、地域の造船企業と教育機関のネットワーク強化のためのガイダンスを取り纏めました。さらに、新たな取組として、高校生向けの魅力ある造船の教材の作成を行い、造船教育の強化を推進しました。(国交省)
- 海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成の観点から、以下のような取組を行っています。
 - ・ 東京大学では 5 研究科と海洋アライアンスが共同し、大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、平成 21 年から「海洋学際教育プログラム」を行っており、平成 28 年度は 139 名が本プログラムに参加しました。(文科省)
 - ・ 東京海洋大学において、平成 22 年度から 25 年度に行った「気候変動の世紀における体系的海洋学教育プログラム」を基に、海洋学の分野の教員を結集し、物理系、化学系、生物系を統合した教育プログラム(海洋学コース)を実施しています。(文科省)
 - ・ 横浜国立大学の統合的海洋教育・研究センターにおいては、平成 19 年 10 月から「統合的海洋管理学プログラム」を行っています。(文科省)
 - ・ 海洋に関する実習施設の大学を超えた共同利用を推進するため、練習船 8 拠点、臨海・臨湖実験所 13 拠点を認定(平成 28 年度 8 月現在)し、地域の特色をいかした実習教育を実施しています。(文科省)
- 平成 28 年度「海の日」関連イベントとして、以下を実施しました。(内閣官房、国交省等)
 - ・ 7 月 18 日に東京港晴海客船ターミナルで「総合開会式」を実施。海洋政策担当大臣及び国土交通大臣より、海洋国家としてのメッセージを、次世代を担う青少年に向けて発信しました。
 - ・ また同日、小中高生及びその保護者を対象として、東京港晴海埠頭に官公庁船や民間商船を集め、船舶の一般公開等を実施し、一万人超が来場しました。
 - ・ 全国各地で「海」をテーマとする各種イベント(計 125 事業)が開催されました。
 - ・ 7 月 16 日から 31 日にかけて、「海フェスタ」(第 13 回)を、愛知県東三河地域の 5 市 2 町 1 村において開催しました。
- 海洋開発に従事する技術者が不足するなかで、基盤となる技術者の育成システムを構築するため、平成 27 年に引き続き、海洋開発に必要な知識を体系的・包括的に得ることができる専門カリキュラム・教材等の更なる開発を行うとともに、留学先・インターンシップ先としての海外大学・海外企業との連携体制構築に向けた調査を行い、実践経験や高度な知識習得の機会確保に向けた取組を進めました。(国交省)

(2) 海洋に関する国民の理解の増進

- 平成 28 年 7 月 18 日(月・祝)「海の日」を迎えるにあたっての、内閣総理大臣メッセージにおいて「ニッポン学びの海プラットフォーム」の立ち上げが表明されました。これを受け、初等中等教育において海事教育が取り入れられるよう教育プログラム等の検討を開始しました。併せて、平成 28 年 8 月、将来の海事産業を担う人材を確保するため、(公財)日本海事広報協会が主催者となり、教育委員会、地方運輸局、海事関係団体等と連携し、中学生を対象に、海に関わる仕事の魅力・重要性を知り、進路選択の一つとしてもらえるよう海洋キャリア教育の取組を実施しました。(内閣官房、国交省)
- 青少年を含め、広く国民に周知することを目的として、平成 27 年 10 月に、パンフレット「海の未来－海洋基本計画に基づく政府の取組－」を作成し、教育関係者等へ配布するとともに、総合海洋政策本部のホームページ¹⁶へ掲載しています。(内閣官房)
- 海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人または団体を表彰し、その功績をたたくえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、平成 28 年 8 月、「第 9 回海洋立国推進功労者表彰」(内閣総理大臣表彰)を行い、4 名 3 団体が表彰されました。(内閣官房、文科省、農水省、経産省、国交省、環境省)
- 「海の恩恵に感謝し、海洋国家日本の繁栄を願う日」という「海の日」本来の意義を再認識し、海に親しむ環境づくりを進め、広く国民の海に対する関心を喚起することを目的とする「海フェスタ」(第 13 回)が、平成 28 年 7 月 16 日から 31 日にかけて、愛知県東三河地域の 5 市 2 町 1 村において開催されました。(国交省)
- 毎年 7 月の「海の日」「海の月間」を中心として、全国各地において、練習船の一般公開、体験乗船、施設見学会、海岸清掃活動、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、海洋レジャーの普及や理解増進などのイベントが行われています。また、毎年 7 月の「海岸愛護月間」において、海岸愛護の普及と啓発を行っています。(国交省)
- 平成 17 年度以降は、11 月 5 日の「津波防災の日」の前後に、巨大地震による津波を想定した大規模津波防災総合訓練(平成 28 年は、11 月 5 日に高知県高知市開催)等を全国の地方整備局等で実施しています。また、平成 27 年 12 月に 11 月 5 日が「世界津波の日」に制定されたことから、平成 28 年度からは、国内のみならず、海外に向けた津波に対する知識の普及・啓発活動を実施しています。(国交省)
- 毎年 7 月 16 日から 31 日にかけて海の事故ゼロを願い、官民一体となって全国海難防止強調運動を行っています。(国交省)



第9回海洋立国推進功労者表彰
提供：公益財団法人 日本海事広報協会

¹⁶ 「海の未来－海洋基本計画に基づく政府の取組－」 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/youth_kihonkeikaku/

- 国土交通省と海の仕事に関係する団体が「海の仕事.com¹⁷」を継続して運営しています。また、(独)海技教育機構と協力し、全国の小学校に広報チラシを配布する等、練習船一般公開について広報しました。(国交省)
- 「海の駅」の設置を推進するとともに(平成 29 年 3 月末現在、全国 163 箇所)「海の駅」と地域との連携を支援し、海洋教育の普及、マリンレジャーの振興及び地域の振興を図りました。また、船艇利用の適正化を図るため安全対策、環境保全等について周知・啓発活動を実施しました。(国交省)
- 平成 25 年 5 月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、水域管理者等を中心として各種の放置艇対策の取組を推進しています。(国交省)
- 平成 27 年度に引き続き、海洋に関する国民の理解増進に観光の力を活用する方法の探究及び参加学生の海洋への理解増進を図ることを目的に平成 28 年 11 月に東洋大学と国土交通省の共同企画として、「平成 28 年度海洋観光に関するワークショップ」を開催しました。(国交省)
- 国立研究開発法人海洋研究開発機構が毎年開催している全国の児童を対象とした「ハガキにかこう海洋の夢コンテスト」が平成 28 年度に第 19 回をむかえ、17,259 点の作品の応募がありました。また、入賞者全員を海洋調査船の体験乗船に招待しました。(文科省)
- 自然環境の保全、地域における観光の振興に寄与するエコツーリズムの推進に取り組む地域への支援や、エコツーリズムガイド等の人材育成を行いました。(環境省)
- 国立研究開発法人水産研究・教育機構は、特許情報等の公開、刊行物の発行やインターネット等を通じた広報活動、公開セミナー等の開催などにより広く一般の方への水産海洋分野の情報発信に努めています。また、さけますに関する展示施設(千歳さけますの森さけます情報館)のリニューアルを行い、さけますの生態やふ化放流事業に関するわかりやすい情報発信に取り組みました。(農水省)
- 国立研究開発法人水産研究・教育機構において、「水産技術交流プラザ」や新たに設置された「水産増養殖産業イノベーション創出プラットフォーム」の運営により、水産分野における産学官の連携を推進しています。(農水省)

¹⁷ 「海の仕事.com」 <http://www.uminoshigoto.com/>

